

業務委託仕様書

1 委託業務名

交通局財務会計システム再構築に係る調達支援業務

2 業務の目的（主旨および背景）

交通局では、平成 26 年度から現在の交通局財務会計システム（以下、「財務会計システム」という。）を使用しているが、製品のサポート終了に伴い、令和 6 年度末までに財務会計システムを再構築する必要がある。財務会計システムの調達にあたっては、短期間の作業スケジュールの中で、目的に即したシステム調達を実現する必要があることから、抜けの無い調達仕様の作成、円滑な業務遂行等を目的として、専門的な第三者の見地から、再構築に係る支援を求める。

3 財務会計システムのシステム化の範囲

財務会計システムの対象業務は、下記のとおり。

対象業務	業務の概要
財務会計	予算管理、収入管理、支出管理、決算管理、資金管理、共通管理、企業債管理、固定資産管理など財務会計の事務管理を行う。

なお、イントラネットワーク上にて動作するものとし、認証については、財務会計システム内にて管理する ID・パスワード方式を予定している。

4 履行期間

契約書に示す着手の日から令和 5 年 12 月 28 日

5 業務範囲・内容

(1) 調達仕様の検討支援

- ・ 委託者にて作成した調達仕様書について、内容の確認、補助及び助言すること。

(2) 調達評価基準等作成支援

- ・ 選定基準の決定に係る提案書作成要領（案）及び総合評価基準書（案）を作成及び助言すること。
- ・ 提案書作成要領及び総合評価基準書について、それぞれ案を作成した後、学識経験者の意見反映を行うこと。
- ・ 告示内容の確認及び選定基準の決定に係る選定委員会の進行を補助すること。
- ・ その他、委託者から問い合わせがあった場合は補助及び助言すること。

(3) 入札公告期間中の質問回答支援

- ・ 調達仕様書及び総合評価基準等一式について、事業者からの質問書に対する回答案を作成すること。

(4) 事業者の提案に対する評価支援

- ・ 事業者から提出された提案書の評価支援を行うこと。提案書が評価基準を満たしているかの確認、参考評価の実施等を行うこと。また、総合評価基準書に基づき、本市が設置する総合評価選考委員会の評価支援を行い、提案書の評価結果について、総合評価基準書にその内容を取りまとめること。

(5) その他、契約期間中に発生する IT に係る技術的事項に関する助言

6 成果物

(1) 成果物

本業務における成果物は下記のとおりとする。成果物は電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel により閲覧可能な形式若しくは PDF 形式）にて提出すること。

・ プロジェクト実施計画書

本業務に係る作業内容、作業体制、スケジュール、成果物等を定めた資料。

・ 調達仕様書レビュー結果（上記 4-(1)に対応）

委託者において作成した調達仕様書のレビュー結果を記載した資料。

・ 提案書作成要領（上記 4-(2)に対応）

事業者が作成する提案書の記載項目及び必要事項等を記載した資料。

・ 総合評価基準書（上記 4-(2)に対応）

事業者から提出される提案書の評価項目及び評価基準を記載した資料。

・ 質問回答案（上記 4-(3)に対応）

事業者から提出された質問書に対する回答案を記載した資料。

・ 提案書評価案、評価結果とりまとめ（上記 4-(4)に対応）

総合評価基準書に提案書評価案を記載した資料及び評価結果を取りまとめた資料。

・ その他、適宜必要に応じて作成した資料

(2) 納入場所

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4-1

交通局本局庁舎 3 F 交通局事業管理部経営計画課経理係

7 作業要員に求める資格等の要件

- (1) 本業務の受託者側責任者は、過去に政府機関、地方公共団体（地方公営企業を含む）又は独立行政法人において、システム調達のための仕様検討に対する支援及び開発業者を選定するための評価基準等の作成に係る業務の受託責任者としての経験を有すること。
- (2) 本業務の受託者側責任者は、システム調達や IT コンサルティング等の経験年数を 10 年以上有すること。

8 調達案件間の入札制限

調達の公平性を確保する目的から、本業務の受託者及びその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社をもつ会社並びに委託先事業者等の親密な利害関係を有する事業者をいう。）は、本業務終了後 2 年間は本業務に関連して行うシステムの開発・改修等の業務を受託することはできない（調査、要件定義、調達支援、管理業務等を除く）。ただし、契約締結時において、すでに受託している業務についてはこの限りではない。

9 その他

- (1) 本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上必要な事項については、受託者が責任をもって対応すること。
- (2) 受託者は何人に対しても、業務受託期間中又は受託期間終了後であっても、業務上知りえた本市業務の一切を漏らしてはならない。また、委託者である本市が提供する資料等を第三者等に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (3) 本業務のスケジュールについては、十分に本市と協議し、変更ある場合は事前の承認を得ること。
- (4) 本業務で作成した成果物の著作権等の権利は全て札幌市に帰属するものとし、本市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。
- (5) 本業務の遂行にあたっては、委託者である本市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は委託者、受託者双方が協議をしてこれを処理すること。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ本市に申請し、承認を得ること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。

以上